

県水道局が事業者を支払うサービス購入料

県水道局は、北総浄水場排水処理施設設備更新等事業に係るサービスの対価（以下、「サービス購入料」という。）は、次のとおりとする。

1 サービス購入料の構成要素

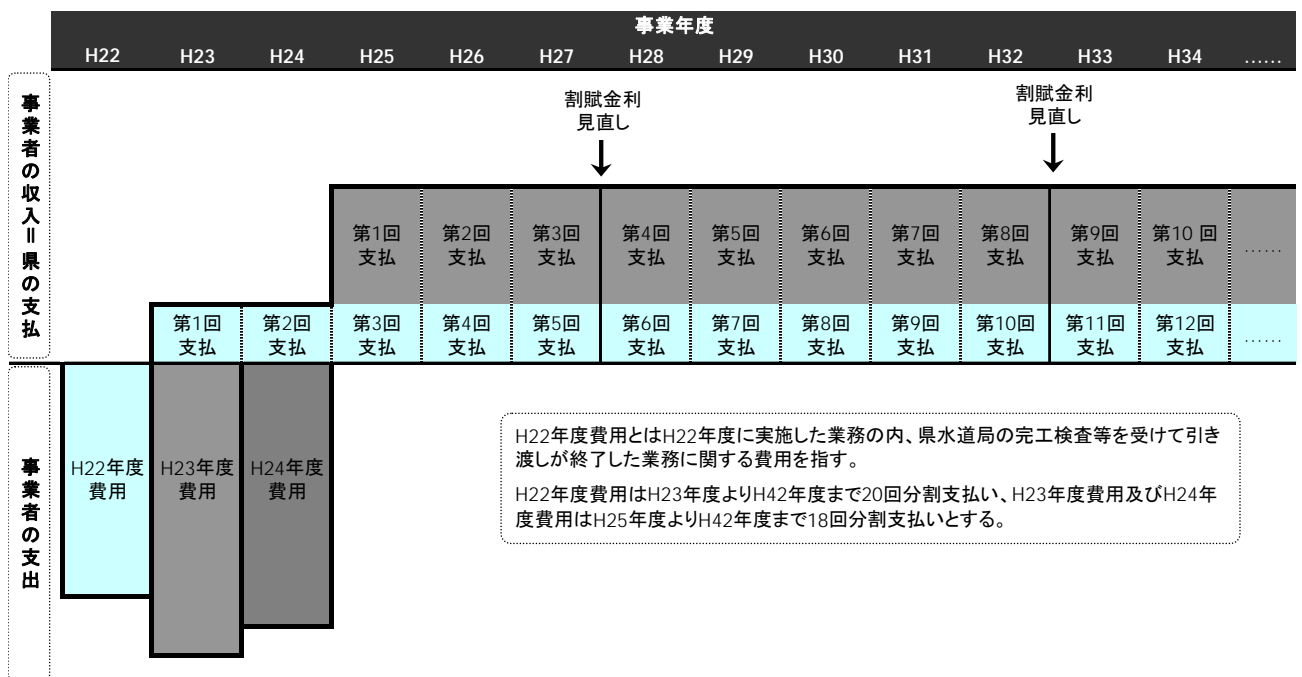
構成	構成内容	実施方針記載内容
I 設計・更新等業務の費用及びこれに係る割賦金利	① 排水処理施設に係る更新費用 ・ 機械設備 脱水機・汚泥掻き寄せ機・ポンプ類等 ・ 電気設備 引込盤・変圧器盤・コントロールセンター等 ・ 計装設備 各種流量計・各種濃度計・界面計等 ・ 監視制御設備 ・ 建築機械設備 エレベーター・火災報知機・消火設備等 ・ 建築電気設備 の付帯設備を含む。 ・ 管路 排水処理施設の連絡管・沈殿地送泥管・汚水池送泥本管・上澄水返送管。	維持管理・運営の開始日前までに、脱水機のうち少なくとも1台の新設又は更新、受電設備等の整備、維持管理・運営業務の開始に必要な設備の更新及び既存設備の撤去を行い、機器の試運転を終了させ、県水道局の確認を受ける。 維持管理・運営の開始前まで県水道局が既存排水処理施設の運営に用いていた設備、及びそれに付属する電気・機械・計装・監視制御設備の更新は、維持管理・運営の開始後、2年以内に行う。 ただし、工事期間中においても、県水道局が浄水施設の運転を継続するために、脱水機のうち少なくとも1台は運転可能な状態を維持する。
	② 設備の撤去費	維持管理・運営に不要な設備の撤去を行い、撤去に伴って生じた廃棄物は適正に処分する。
	③ 進入道路及び外構の整備費	進入道路及び必要な外構の整備・浄水場との通用口の設置・事業用地の整備
	④ 設備の新設・改良費	新設設備費・改良費・トラックスケール等の整備費 事業者が搬出する発生土を計量するトラックスケール等の設備を整備する。必要な場合には、設備の新設、既存コンクリート建築物・構築物及びケーキヤードの改良を行なう。（事業者提案事項）
	⑤ ①～④の業務を行うための設計費	
	⑥ その他の費用	①～⑤以外で、建中金利・金融機関等に支払う手数料・会社設立費等、初期投資と認められる全ての費用
	⑦ 割賦金利	①～⑥の費用を分割して支払うことに対する割賦金利
	II 排水処理施設全体の維持管理・運営費	① 人件費 ・ 清掃費 ・ 保守点検費（点検・保守・修理・交換その他一切の管理業務費）
② 保守管理費 ・ 更新設備、事業者が整備した外構等、事業者提案に基づく新設設備及び既存コンクリート建築物・構築物の改良部分の修繕及び再更新費 ・ 上澄水の返送業務		
③ 電気料金・水道料金		
④ その他業務費		①～③以外の保険料・公租公課・SPC運営費等の費用
III 脱水ケーキの再生利用費	① 搬出・運搬費 ・ 脱水ケーキの搬出 ・ 脱水ケーキの再生利用	
	② 再生利用費 ・ 脱水ケーキの管理。（「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）に基づく保管業務」	
	③ 脱水ケーキ管理費	

(2) サービス購入料の支払方法

ア 設計・更新等業務については、実施方針 1(1)キにあるように、複数年度に亘って実施することを想定しているが、これらの業務の費用に相当するサービス購入料については、平成 22 年度に実施した業務については完工検査等を経て、県水道局に引渡しされた業務の費用相当額及び割賦金利を、平成 23 年度以降、平成 23 年度及び平成 24 年度に実施した業務については平成 25 年度以降、サービス購入料として元利均等方式により分割して支払うものとする。

なお、上記元利均等方式による支払いは、5 年ごと（一部 3 年ごと）に元金の 4 分の 1 を返済するものとする。

【サービス購入料の支払方法のイメージ】



(注) 上表はアに関する設計・更新等業務費をイメージとして示したものであり、これ以外の費用は含んでいない。

(注) 上表はイメージ図であり、図形の大きさは実際の金額とは関係がない。

イ 年度ごとのサービス購入料は、四半期ごとのモニタリング結果を踏まえ、年 4 回に分けて県水道局から事業者を支払われるものとする。

ウ 設計・更新等業務にかかるサービス購入料の内、割賦金利は一部期間を除き 5 年ごとに、維持管理・運營業務にかかるサービス購入料は、物価変動を踏まえて毎年度改定する。